

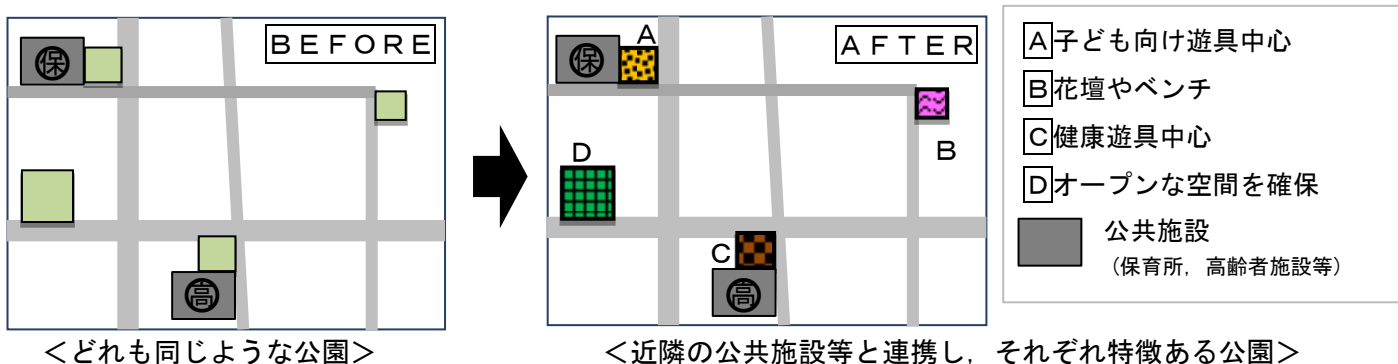
仙台市みどりの基本計画の追加変更（案）

掲載箇所：基本方針Ⅲ 生活環境の向上

基本施策①市民ニーズに対応した多様な公園をつくる（ ii）市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進の最後に追加（121 ページ）

掲載内容： 次のとおり

公園施設の老朽化対策に併せ、周辺住民の年齢構成やニーズを踏まえ、小規模の街区公園において、子育てや健康づくり、地域コミュニティ形成等の公園の持つ機能を、次のとおり複数の公園で分担するとともに、近接する公共施設とも連携し、それぞれに特色のある公園づくりを行います。



＜どれも同じような公園＞

＜近隣の公共施設等と連携し、それぞれ特徴ある公園＞

機能分担による整備のイメージ図

街区公園の機能分担の考え方

○街区公園に求められる機能

街区公園は市民に最も身近な公園であり、防災・環境保全・景観形成・休養・遊び・地域コミュニティ形成等の様々な機能が求められます。しかしながら、街区公園の面積により確保できる機能が異なることから、街区公園の機能分担を検討するにあたり、便宜的に面積区分を行い、区分毎の主な機能を設定します。

種 類	機 能		
	防災・環境・景観・休養機能等	子育て・健康づくり・コミュニティ形成・地域の防災拠点機能等	運動・にぎわい創出機能等
標準的な街区公園 概ね 2,500 m ² 以上	○	○	○
中規模の街区公園 概ね 1,000 m ² ～2,500 m ²	○	○	—
小規模の街区公園 概ね 1,000 m ² 未満	○	△ ※一部の機能を確保	—

○検討の対象地域

- 小学校区を検討の単位とします。
- 小学校区内に老朽化により面的な整備が必要となる公園が複数存在し、互いに誘致圏が重なって存在する場合に、機能分担を検討することとします。

○機能分担の考え方

- 対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に標準的な街区公園や中規模の街区公園が存在する場合は、それらの公園で必要な機能を確保した上で、その他の小規模の公園において機能特化を検討します。
- 対象地域の小学校区内に事業区域を設定し、事業区域内に小規模の公園のみが存在する場合は、狭小な公園間で機能分担し、各公園において機能特化を検討します。

○事業の進め方

- 今後、対象地域を選定し、機能分担に係る事業計画を策定した上で、順次再整備を進めることとします。
- 事業実施に当たっては、公園の現況調査や地域住民の意向を踏まえ、公園の機能分担の方針を決定した上で、具体的な設計を行い、工事を実施します。
- 整備完了後には、機能分担による再整備効果を測定・評価し、随時事業手法の見直しを行います。